

新旧対照表

株式会社まちペイ

マイナポイント事業第2弾の実施に伴い、マイナポイント事業に関する特約を改定させていただきます。ただし、利用者に有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。

新	旧
<p>第2条（定義）</p> <p>(2)「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）のうち、公的個人認証のサービスに対応して利用者が任意で作成する、一意性が確保されたIDであり、マイナポイントの付与を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものをいいます。</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）が指定する本事業を運営する法人（原則として、2022年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、2022年4月1日以降は一般社団法人キャッシュレス推進協議会）をいいます。</p> <p>(11)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者又は行った者をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(2)「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）のうち、公的個人認証の部分に対応して利用者が任意で作成する、一意性が確保されたIDであり、マイナポイントの付与を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものをいいます。</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）の監督のもと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。</p> <p>(11)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者又は行った者をいいます。ただし、2021年12月末日までは本サービスへの申込み・登録を希望する者又は行った者のうち、2021年4月末日までにマイナンバーカードの交付申請を行った者に限る。</p>
<p>第3条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>2.前項に拘らず、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等において別途マイナポイント付与の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときにマイナポイントの付与を受けることができますものとします。</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2023年2月末日までの期間をいいます。</p> <p>6.マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、2023年3月21日までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>	<p>第3条（ポイント付与の要件及び方法）</p> <p>2.前項に拘らず、対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等において別途マイナポイント付与の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件を充たしたときにマイナポイントの付与を受けることができますものとします。</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2022年3月末日までの期間をいいます。</p> <p>6.マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、2022年3月末日までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>

第4条（ポイント付与ができない場合）

1.対象行為が行われた場合であっても、以下各号に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等及び対象決済事業者は、以下各号に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。

(1) システム障害等によりマイナポイントの付与又は対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止しているときに対象行為が行われた場合

(2) マイナポイント付与の上限額を超えている場合（対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。）

(3) マイナポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与が行われない。）

(4) 第8条に定める不当な取引等その他本特約又は対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に違反する取引又は行為であった場合

【削除】

(5) 解除、取消等により対象行為に係る取引が無効となった場合

(6) 対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店が対象行為に係る取引に関して対象決済事業者所定の期限内に売上情報を提供しない場合

(7) 対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスの利用規約等又は本特約でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合

2.対象決済事業者は、前項によりマイナポイントの付与が行われない場合であっても、対象決済事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

第6条（付与額の上限等）

1.マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。

2.マイナポイントの有効期間は、付与された時から3か月以上の期間で対象決済事業者が定める期間（有効

第4条（ポイント付与ができない場合）

1.対象行為が行われた場合であっても、以下各号に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等及び対象決済事業者は、以下各号に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。

(1) システム障害等によりマイナポイントの付与又は対象キャッシュレス決済サービスの提供を停止しているときに対象行為が行われた場合

(2) マイナポイント付与の上限額を超えている場合（対象行為に係るマイナポイント付与によって上限額を超える場合は、当該超過部分について付与が行われない。）

(3) マイナポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与が行われない。）

(4) 第8条に定める不当な取引等その他本特約又は対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約等に違反する取引又は行為であった場合

(5) 決済手段とマイキーIDの紐づけを誤った場合

(6) 解除、取消等により対象行為に係る取引が無効となった場合

(7) 対象キャッシュレス決済サービスに係る加盟店が対象行為に係る取引に関して対象決済事業者所定の期限内に売上情報を提供しない場合

(8) 対象決済事業者が対象キャッシュレス決済サービスの利用規約等又は本特約でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合

2.対象決済事業者は、前項によりマイナポイントの付与が行われない場合であっても、対象決済事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

第6条（付与額の上限等）

1.マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。

2.マイナポイントの有効期間は、付与された時から3か月以上の期間で対象決済事業者が定める期間とし

期限の定めのない場合も含む。) とします。

第 10 条 (不当な取引等における事務局等への届出・通知等)

利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることを承諾します。

第 11 条 (利用停止等)

1.対象決済事業者は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものとします。

第 13 条 (本特約の改定)

2.対象決済事業者は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約及び本サービスの内容の変更は、WEB サイト上への公表その他対象決済事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

第 14 条 (情報提供)

1.利用者は、対象決済事業者が第 1 号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第 2 号記載の個人情報を取扱うことを承諾します。

(1) 利用目的

- ①本事業の運営、本サービス及び対象キャッシュレス決済サービスを提供するため
- ②不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④利用者からの問合せ等に対して適切に対応するた

ます。

第 10 条 (不当な取引等における事務局等への届出・通知等)

利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人を特定しない形で国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることを承諾します。

第 11 条 (利用停止等)

1.対象決済事業者は、以下各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止若しくは対象キャッシュレス決済サービスの提供の全部又は一部の停止又は中断をすることができるものとします。

第 13 条 (本特約の改定)

2.対象決済事業者は、付与対象期間中に、必要に応じて、本特約及び本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約及び本サービスの内容の変更は、WEB サイト上への公表その他対象決済事業者所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

第 14 条 (情報提供)

1.利用者は、対象決済事業者が第 1 号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第 2 号記載の個人情報を取扱うことを承諾します。

(1) 利用目的

- ①本事業の運営、本サービス及び対象キャッシュレス決済サービスを提供するため
- ②不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④利用者からの問合せ等に対して適切に対応するた

<p>め</p> <p>⑤事務局に対する、本事業の精算業務のため</p> <p>(2) 個人情報の項目</p> <p>①氏名、住所、電話番号、メールアドレス</p> <p>②対象キャッシュレス決済サービスに係るアカウント等を特定する情報</p> <p>③対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況</p> <p>④付与されたマイナポイントの額その他の本サービスに係る利用状況</p> <p>⑤第9条に基づく調査等により取得した情報</p> <p>2.利用者は、対象決済事業者が、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対し、本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項2号に定める事項について提供することを承諾します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国等、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先から利用者の個人関連情報(取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。</p> <p>【別紙】</p> <p>1.本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間</p> <p>2020年9月1日から2023年2月末日まで</p> <p>4.本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から2週間以内とします。</p> <p>【削除】</p>	<p>め</p> <p>⑤事務局に対する、本事業の精算業務のため</p> <p>(2) 個人情報の項目</p> <p>①氏名、住所、電話番号、メールアドレス</p> <p>②対象キャッシュレス決済サービスに係るアカウント等を特定する情報</p> <p>③対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況</p> <p>④付与されたマイナポイントの額その他の本サービスに係る利用状況</p> <p>⑤第9条に基づく調査等により取得した情報</p> <p>2.利用者は、対象決済事業者が、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対し、本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、同条各号に定める事項について提供することを承諾します。</p> <p>【別紙】</p> <p>1.本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 本サービスの申込期間</p> <p>2020年9月1日から2022年3月末日まで</p> <p>4.本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から2週間以内とします。 なお、2021年12月末日までに対象行為を行った場合は、2022年2月末日までに付与するものとし、それ以後2022年3月末日までに対象行為を行った場合は、2022年3月末日までに付与するものとします。</p> <p>11.本事業期間は国等により延長される見込みです。</p>
---	---

以上